

第1章 計画策定の目的

- 第1節 計画策定の目的
第2節 計画の対象区域と計画期間(1. 対象区域、2. 東北圏の位置づけ、3. 計画期間)

第2章 東北圏を取り巻く状況と特性の把握

- 第1節 東北圏が歩んできた歴史、第2節 東北圏の特徴と魅力、第3節 東北圏を取り巻く潮流、第4節 東北圏発展の課題

第3章 これから10年で東北圏が目指す姿

第1節 東北圏の新しい将来像

1. 新しい将来像

案：美しい森と海、人の息吹を感じる「東北にっぽん」の創造

- 東北圏の持つ優れたポテンシャルを活かしながら、東北圏を支える人々が才能を発揮し、国内外の人々との交流・連携を進め、新たな時代の潮流に対応・貢献できる、多様で自立した地域社会を形成することで、美しい自然と様々な国の人や多くの世代が光り輝く、森と海、人の息吹を感じいきいきとした空間を創りあげていくことを基本目標とする。
- これにより、東北圏の人々が、コミュニティにおける人と人との温かいネットワークを基礎に、自信と誇りを持って安心して住み続けられるとともに、訪れる人々が安らぎと温もりを実感できる「東北にっぽん」というブランドを創出する。

2. 計画の基本方針

- (1)人と自然が共生し地球に優しく生命力あふれる空間 (2)自立的・持続的な成長を実現する経済圏 (3)一人ひとりの自立意識と協働で創る東北圏

<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然を守り自然環境を維持・再生できる圏域 ○人間が暮らしていく上で基本となる生活が営める生命力あふれる圏域 ○地球温暖化対策への貢献を先導するモデル圏域 ○豪雪や地震・津波、水害などの自然災害に対する備えの充実 ○各生活圏域における医療・福祉、教育等の充実 ○地域の役割分担に基づいた広域的な連携 ○都市と農山漁村が共生する地域社会の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際競争力を持つ産業群の形成や地域特性を活かした産業の集積 ○地域内発型産業の創出・育成 ○自立的・持続的な成長を実現する経済圏 ○地球に優しく安定したエネルギーを供給する圏域 ○持続可能な農林水産業への転換 ○国内外から多くの人々が訪れる観光交流圏 ○圏域内外のグローバル・ゲートウェイと圏域内の主要な都市や生産拠点等を結ぶ多様な交通・情報通信ネットワークの構築 ○東アジア等、世界各地と躍動感あふれる国際交流・連携を行うことによる世界に開かれた圏域 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりが地元について学び、地域資源を再認識することで、自信と誇りと郷土愛を持ち、地域の将来を担っていく意識を高める取組の促進 ○多様な主体による地域づくり協働体等を構築 ○伝統と歴史に育まれた地域社会を粘り強く創っていく ○地域の将来を担う人材の育成 ○外部人材の積極的な活用
---	--	---

3. 新しい将来像実現のための5つの戦略的目標

第4章 戦略的目標と実現のための主要施策

第1節 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏づくり

- 地球環境保全のための低炭素・循環型社会の構築
- 自然や美しい四季に彩られる森林や田園、海辺風景の継承
- 豊かな水と海洋海域の環境保全・再生

第3節 地域資源を活かした世界に羽ばたく産業による自立的な圏域づくり

- 東北圏の特性を活かした持続的な産業の育成と戦略的な集積の推進
- 地球に優しいエネルギーの安定供給と世界を先導するエネルギー技術開発の推進
- 東北圏の総合力が支える持続可能な農林水産業の創出
- 東北ならではの地域資源を活かした観光交流圏の拡大

第2節 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域づくり

- 災害に備えたしなやかな圏域の形成
- 冬に強い地域づくりの推進
- 地域の持続的な発展の核となる活力ある都市の形成
- 暮らしやすい農山漁村の形成
- 都市と農山漁村の共生・交流を推進する「東北発コンパクトシティ」の形成
- 人に優しい圏域づくり

第4節 交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域づくり

- 高速交通交流圏の形成
- 多様で重層的なネットワークの形成
- 東北圏グローバル・ゲートウェイの機能強化と戦略的・効率的な国際物流の実現

第5節 東北圏民が一体となって地域を考え行動する圏域づくり

- 「東北にっぽん」を創造する地域づくり協働体の構築
- 「東北にっぽん」の創造を支える人材の育成と活用

○具体的な各種事業・プログラムの立案（広域性、戦略性、総合性、実効性に留意）

○他圏域との連携

第5章 計画の推進に向けて

- 第1節 推進体制
第2節 重点的・選択的な資源投入
第3節 計画・プロジェクトのモニタリング体制の構築

※国土形成法第2条 国土形成計画とは、国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画で次に掲げる事項に関するものをいう。

→土地、水、海域、震災、水害、風害、その他災害防除、都市、農山漁村、産業、交通、情報通信、科学技術、文化、厚生、観光、環境